

平成20年11月10日

厚生労働大臣
舩添要一 殿

特別区長会会長
江戸川区長 多田正見

周産期医療体制の充実に関する緊急要望

少子高齢化社会を迎えた我が国において、国民の安心・安全の基盤であるべき医療体制の脆弱性が指摘されて久しく、特に、明日を担う次代を育むという出産・乳幼児医療において医師の不足が顕著となっており、緊急かつ抜本的な対策が求められています。

国では、平成19年5月に「緊急医師確保対策」を講じる等、地域医療の充実に向けた様々な取組を実施しているところですが、抜本的な対策が講じられているとは言えず、医師の確保を求める声は日増しに大きくなっています。

こうした中、去る10月4日夜間、特別区の産婦人科医院からの救急搬送の受け入れ依頼が八つの医療機関から断られ、新生児は出産したものの、母親は死亡するという悲惨な事態が発生しました。

今回の事態も周産期医療に従事する医師等の体制が不十分であったことに起因するものであり、妊産婦はもとより国民の不安を払拭することが喫緊の課題です。

そもそも周産期医療を支える医師等の不足を解消する施策は、国が自らの責任において実施すべきであり、速やかに抜本的な対策を講じるよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

- 1 産科・救急科等の医師不足を解消するための医学教育、臨床研修の整備・充実や報酬を含めた医師の勤務環境の改善、女性医師の勤務継続や再就業のための支援等の施策を早急に実施すること。
- 2 看護師・助産師等の職種を含めた医療従事者の地位の向上と勤務環境の改善を図る施策を充実すること。
- 3 総合周産期母子医療センターを中核とする周産期医療ネットワークの整備や地域の分娩施設等と高次医療施設との連携強化等により周産期医療体制を充実すること。